

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、その翌日)  
(当日が休日、その翌日)

## 目 次

◇告 示 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防利水課)  
災害危険区域の指定(建築課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 1 名称

蒲生地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

岩美郡岩美町大字蒲生字寺谷口一一一五―三 一号

字家ノ上 一一七三―一 二号

一一七四 三号

一一七三―一 四号

字寺谷山 一一七二―一 五号

一一七〇 六号及び七号

一一六九 八号及び九号

一一六七―一 十号及び十一号

字半瀧 一二六五―二 十二号及び十三号

字寺谷口 一一三四―一 十四号

一一三一―五 十五号

一一三一―一 十六号

一二二五―三 十七号及び十八号

### 2 名称

田後地区急傾斜地崩壊危険区域

### 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次

に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により  
囲まれた区域

土 地 標 柱

岩美郡岩美町大字田後字下屋敷四六五

字日和山五六一 一号 二号から四号まで

五五九 五号及び六号

五六〇一七号

字下屋敷四九四 八号

四八七一 九号

四九九 十号

四六九 十一号

三 名称

中砂見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に  
直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲ま  
れた区域

土 地 標 柱

鳥取市中砂見字高津二二六 一号

二〇八 二号

二〇四 三号

二〇六一 四号

二一四一 五号

二二五一 六号

四 名称

酒ノ津地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に  
直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲ま  
れた区域(昭和四十七年十二月鳥取県告示第千六十六号で指定した区  
域を除く。)

土 地 標 柱

気高郡気高町大字酒津字村東ノ切三五七 一号

字清水谷二二六 二号

字瀧ノ谷九八四 三号

九八五一 四号

字村東ノ切三四九 五号

五 名称

引地地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に  
直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲ま  
れた区域(昭和六十二年三月鳥取県告示第百九十九号で指定した区  
域を除く。)

土 地 標 柱

気高郡青谷町大字絹見字引地前四〇五一一二 一号

六1 名称

字西ノ田七八四一	二号
七八五	三号
字引地村内四八八	四号
四九三	合併 五号
四九四	
字引地前四〇五一二	六号

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域(昭和五十三年六月鳥取県告示第五百八十一号で指定した区域を除く。)

土地 標柱

八頭郡河原町大字佐貫字水操谷二九八九一	一号
字ヒワカ谷一五〇七	二号
一五〇六	三号
一五〇〇	四号
字水操谷一九八七一	五号
二五一八十六	六号
一九八八一	七号
一九九二一三	八号
一五二八	九号
字西山二〇一〇一三〇	十号及び十一号

七1 名称

字タルミガ谷一六四一	十二号
字下田一一三一一	十三号
一一二二一一	十四号及び十五号
一一一四一二	十六号

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

八頭郡河原町大字本鹿字村ノ内一二二	一号
字上ノ山三八八	二号
三八九	三号
三三八	四号
字村ノ内一一〇	五号
一一七	六号及び七号
一一〇	八号

八1 名称

測見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地

八頭郡若桜町大字淵見字垣ノ内一八六

標柱

一八七

一号

二一一

二号

二一一一

三号

字上河原二八一

四号

二八三

五号

二八四

六号

二八六

七号

二八七

八号

二八八二

九号

二六一

十号

二五七一一

十一号及び十二号

二五四

十三号

二五一一四

十四号

二五一一七

十五号

字垣ノ内二四一一

十六号

二三八

十七号

二二四一三

十八号

九一 名称

島地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により

囲まれた区域

土地

標柱

東伯郡北条町大字島字内座六四五一一号

字苜山六五八一一号

六六〇

六六一

六六三

六六八

六六五

六五七一六

六五七一三

字内座六五六一三

六五一

十一 名称

諏訪第三地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

米子市諏訪字宮ノ下西五八六一一 一号及び二号

五八二一一 三号

字樋ノ口上五七二一一 四号

二一四六 五号

“	五六四一一	六号
“	五五九一一	七号
“	字赤坂谷二一三九一一	八号
“	字樋ノ口上五五五一一	九号
“	五五四	十号
“	五六一	十一号
“	五六三一一	十二号
“	五六三一一	十三号
“	五七五	十四号
“	五八〇一一	十五号

十一 1 名称

長砂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

“	米子市長砂町三一〇一四	一号
“	一五七一一	二号
“	三二二一一	三号及び四号
“	三一一一六	五号
“	三一一一九	六号

十二 1 名称

高姫地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

“	西伯郡会見町高姫字森清西八二三	一号
“	八二七一一	二号
“	八二三	三号及び四号
“	八三四	五号

鳥取県告示第三百七十五号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 名称

蒲生地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十八号を直線で結んだ線により

囲まれた区域		土	地	標	柱
岩美郡岩美町大字蒲生字寺谷口一一一五―三 一号					
" " " " " " 字家ノ上二七三―一 二号					
" " " " " " 一一七四 三号					
" " " " " " 一一七三―一 四号					
" " " " " " 字寺谷山二七二―一 五号					
" " " " " " 一二七〇 六号及び七号					
" " " " " " 一一六九 八号及び九号					
" " " " " " 一二六七―一 十号及び十一号					
" " " " " " 字半瀧 一一六五―二 十二号及び十三号					
" " " " " " 字寺谷口一一三四―一 十四号					
" " " " " " 一一三一―五 十五号					
" " " " " " 一一三一―一 十六号					
" " " " " " 一一二五―三 十七号及び十八号					
二一	名称				
2	田後地区災害危険区域				
2	区域	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域			
	土	地	標	柱	
	岩美郡岩美町大字田後字下屋敷四六五	一	号		
"	字日和山五六一	二	号から四号まで		

" " " " " " 五五九 五号及び六号	
" " " " " " 五六〇―一 七号	
" " " " " " 字下屋敷四九四 八号	
" " " " " " 四八七―一 九号	
" " " " " " 四九九 十号	
" " " " " " 四六九 十一号	
三一	名称
2	中砂見地区災害危険区域
2	区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
	土
	地
	標
	柱
	鳥取市中砂見字高津二二六 一号
	" " " " " " 二〇八 二号
	" " " " " " 二〇四 三号
	" " " " " " 二〇六一 四号
	" " " " " " 二二四―二 五号
	" " " " " " 二二五―一 六号
	" " " " " " 二二一 七号
	" " " " " " 二二三 八号
四一	名称
2	酒ノ津地区災害危険区域
2	区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

気高郡気高町大字酒津字村東ノ切三五七 一号

字清水谷二二六 二号

字龍ノ谷九八四 三号

九八五一一 四号

字村東ノ切三四九 五号

五1 名称

引地地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和六十二年六月鳥取県告示第五百三十九号で指定した区域を除く。）

土 地 標 柱

気高郡青谷町大字絹見字引地前四〇五一一二 一号

字西ノ田七八四一一 二号

七八五 三号

字引地村内四八八 四号

四九三 合併 五号

四九四 合併 五号

字引地前四〇五一一二 六号

六1 名称

下佐貫地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域（昭和五十四年四月鳥取県告示第三百七十九号で指定した区域を除く。）

土 地 標 柱

八頭郡河原町大字佐貫字水操谷一九八九一二 一号

字ヒワカ谷一五〇七 二号

一五〇六 三号

一五〇〇 四号

字水操谷一九八七一一 五号

一五一八一六 六号

一九八八一 七号

一九九二一三 八号

一五二八 九号

字西山二〇一〇一三〇 十号及び十一号

字クルマミガ谷一六四一 十二号

字下田一一一三一 十三号

一一二二一一 十四号及び十五号

一一一四一二 十六号

七1 名称

本角地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡河原町大字本鹿字村ノ内一二二 一号

字上ノ山三八八 二号

三八九 三号

三三八 四号

字村ノ内一〇 五号

一一七 六号及び七号

一二〇 八号

八 1 名称

2 区域 湖見地区災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡若桜町大字湖見字垣ノ内一八六 一号

一八七 二号

二一一 三号

二二一一 四号

字上河原二八一 五号

二八三 六号

二八四 七号

二八六 八号

二八七 九号

二八八一 十号

二六一 十一号及び十二号

二五七一 十三号

二五四 十四号

二五一―一四 十五号

二五一―一七 十六号

字垣ノ内二四一―一 十七号

二三八 十八号

二二四―三 十九号

九 1 名称

2 区域 島地区災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡北条町大字島字内座六四五―一 一号

字菟山六五八―三 二号

六六〇 三号

六六一 四号



十一 名称

"	六六三	五号
"	六六八	六号
"	六六五	七号
"	六五七―六	八号
"	六五七―三	九号
"	字内座六五六―三	十号
"	六五一	十一号

2 区域

諏訪第三地区災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

"	米子市諏訪字宮ノ下西五八六一―	一号及び二号
"	五八二―二	三号
"	字樋ノ口上五七二―一	四号
"	二一四六	五号
"	五六四―一	六号
"	五五九―一	七号
"	字赤坂谷二一三九―一	八号
"	字樋ノ口上五五五―一	九号
"	五五四	十号
"	五六一	十一号

十一 名称

長砂地区災害危険区域

"	五六三―二	十二号
"	五六三―一	十三号
"	五七五	十四号
"	五八〇―一	十五号

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

"	米子市長砂町三一〇―四	一号
"	一五七―二	二号
"	三二二―二	三号及び四号
"	三一―一六	五号
"	三一―一九	六号

十二 名称

高姫地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

"	西伯郡会見町高姫字森清西八二三	一号
---	-----------------	----

“ “ “

八二七―二号  
 八二三 三号及び四号  
 八三四 五号

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県  
 定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)